

Information

マイナンバーカード 作りませんか？

～ 3月11日(木)、23日(火)は役場を夜間開庁し、交付申請等を受け付けます～

マイナンバーカードがさらに便利に！
令和3年3月から健康保険証として利用できるようになります！

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけ！



●利用するためには申し込みが必要です。

スマートフォンでは、右のQRコードから、パソコンではマイナポータルで検索し、マイナポータルのトップページ「健康保険証利用の申込」から申し込みが可能です。また、スマートフォンやパソコンから申し込みができない場合は、住民生活課戸籍住民係窓口で予約・申込支援を実施しています。



※マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、システムの整備・導入が順次行われておりますが、システムの導入されていない医療機関・薬局では引き続き健康保険証が必要です。受診の際は事前に確認をお願いします。

マイナポイントの申し込み期間が半年間延長になりました

3月31日(水)までにマイナンバーカードの交付申請をした人を対象にマイナポイントの申込期間が9月末日まで延長されました。マイナンバーカードの交付申請をしていない人はお早めに申請してください。

また、マイナンバーカードに対応したスマートフォンやICカードリーダーをお持ちでないなどの理由によりご自身でマイナポイントの予約・申し込みができない人は、住民生活課戸籍住民係窓口で予約・申込支援を実施しています。なお、申し込みの際はマイナンバーカードとキャッシュレス決済サービス(※)のIDとセキュリティコードが必要となります。

●マイナポイントとは



マイナンバーカードを使って予約・申し込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービス(※)でチャージやお買い物をすると、そのサービスで、ご利用金額の25%分のポイントがもらえるのが「マイナポイント」のしくみです。(1人5,000円分が上限)

※キャッシュレス決済サービスは、電子マネーやQRコード決済(〇〇Pay)、クレジットカードなどのこと

☎ マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120 - 95 - 0178
☎ 財務企画課企画調整係
(マイナポイントに関すること)
☎ 住民生活課戸籍住民係
(マイナンバーカードに関すること)

マイナンバーカード手続きに係る夜間開庁について

平日、役場が開庁している時間では手続きが難しい人のために次のとおり夜間開庁を実施しますので、この機会にぜひご利用ください。

開庁実施日 令和3年3月11日(木)、23日(火)

場所 役場住民生活課窓口

※庁舎正面玄関からお入りください

転入・転出・転居の届出は14日以内に

春は転勤や進学、就職など引越しのシーズンです。その際は、忘れずに役場窓口で住所異動の届け出を行ってください。

○転入届(町外から雄武町へ)
必要なもの(これまで住んでいた市区町村から転出する際に交付を受けた転出証明書、届出人の運転免許証・パスポート・保険証など本人確認ができる書類、マイナンバーカード(個人番号カード)、お持ちの人は住民基本台帳カード)

届出人(本人または転入後の住所で同一となる世帯がある場合は、その世帯の人。それ以外の代理人が届け出する場合は、本人からの委任状・代理人の本人確認書類・印鑑が必要です。)

○転出届(雄武町から町外へ)
必要なもの(届出人の運転免許証・パスポート・保険証など本人確認ができる書類。また、転出証明書を発行するため、転出先の住所が分かるようにしてきてください。)

届出人(本人または届け出時点で同一世帯の人。それ以外の代理人が届け出する場合は、本人からの委任状・代理人の本人確認書類・印鑑が必要です。)

届出期間(転出をされる日までに手続きをしてください。転出する日の14日前から届け出が可能です。届け出をせずに引越した場合は、転出

後14日以内に届け出してください。遠方に転出した場合など、郵送による手続きも可能ですので、その際は事前に問い合わせください。

○転居届(町内における異動)
町内で住所が変わる場合は、転居届が必要です。転入・転出届と同様に、本人確認書類を持参のうえ、転居後14日以内に手続きをしてください。個人番号カード・住民基本台帳カードを利用した転出届・転入届(転入届の特例)

個人番号カード、住民基本台帳カードをお持ちの人は、転入届の特例の適用を受けられます。転出手続きの際には原則として、通常の転出手続きで発行される転出証明書が発行されません。

転入手続きには、個人番号カード・住民基本台帳カードおよび印鑑の持参、暗証番号入力、住民異動届の記載が必要です。

届出期間が過ぎてしまった場合
異動日から14日経過後でも必ず届けてください。その際、住民基本台帳法第52条第2項に基づき、簡易裁判所から5万円以下の過料を請求される場合があります。



Information

白寿(99歳)おめでとうございます



白寿(99歳)を迎えられた吉田カツさん、佐藤文子さんに、祝金と祝状の贈呈が行われました。
ご長寿おめでとうございます。



↑祝金と祝状を佐々木施設長から手渡される吉田カツさん



↑祝金と祝状を桂巻施設長から手渡される佐藤文子さん

☎ 保健福祉課社会福祉係